

(6) - 2 施設建築物の高さについて

現状認識

1 駅中心部における高さの制限

- (1) JR高槻駅北地区市街地再開発事業区域内 : 95m以下
- (2) 大阪医科大学敷地(大学町地区) : 60m以下

基本方針

(1) 上位計画(総合計画・都市計画マスタープラン・環境基本計画等)との整合

- ・本市の顔になる都心地区として商業・業務機能の高度な集積を促進
- ・民間活力などにより都市機能の充実強化
- ・周囲の景観に配慮した施設配置

(2) 地域貢献、都市貢献につながるもの

- ・駅中心部で十分な市街地の空間を確保

(3) 議会や市民の理解が得られるもの

- ・景観や環境に配慮(遠くからの眺望、近場での印象、景観軸の確保など)
- ・ビル風の影響に配慮

高さ検討比較表

項目	事業者案	建築物100m未満
市街地の空間確保	十分な空間が確保される	十分な空間の確保が困難
遠くからの眺望	高層ビルで北摂の稜線が遮られる	北摂の稜線が遮られる可能性がほとんどない
近場での印象	空間が多いので高層ビルの威圧感が和らげられる	空間が少ないので高層ビルの威圧感が大きい
景観軸の確保	景観軸を確保しやすい	景観軸の確保が困難
ビル風の影響	ビル風の影響が比較的小さい	ビル風の影響が大きい

事業者案の容積を前提として「事業者案」と「建築物100m未満」を比較

(6) 3 高さイメージ図 (市総合センター展望フロアからの眺望)

現状



事業者案



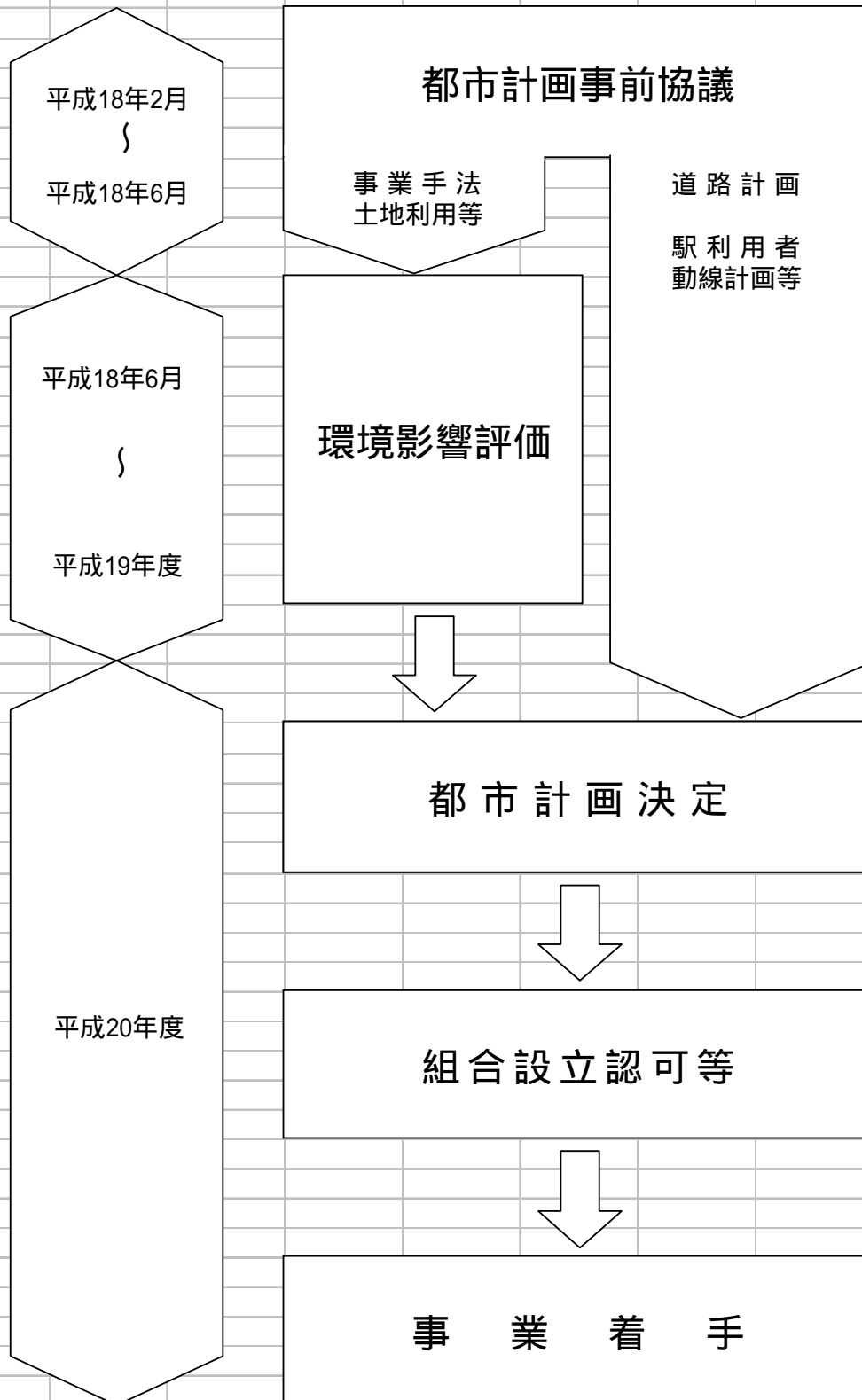
建築物 100m未満



(7) 関西大学新キャンパス構想 (調整状況)

項目	関大の要望内容		現時点の状況	関大の考え方
1	平成19年度着工		平成20年度事業着手	平成22年春の開校が命題である。
2	文教地区の玄関にふさわしい駅前整備	JR東口設置	JR西日本と検討会議を設置し、整備に向けて取り組む	検討会議に参画する用意がある。
		駅前広場整備	庁内会議で検討中	事業手法まで関大が立ち入ることはできない。
		西武百貨店の建替え	事業手法によって決定	
3	学校設立認可への配慮	風営法関連店舗への配慮	困難	関大立地がCエリアに決定したことでパチンコ店から約300m以上離れることとなり、認可上の課題から通学上の課題となっている。
4	高槻市の支援	市民や企業から歓迎されて進出	全庁あげて支援を行う	関大進出の許認可や地元対応がスムーズに運ぶように支援をお願いしたい
		市議会に諮って支援方針の明確化		市をあげての誘致(市が土地を用意するなど)を期待

4 今後の主な予定



参考資料

都市再生緊急整備地域内の都市開発事業等に関する検討会議設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域内の民間プロジェクトを核として、周辺との一体的な相乗効果を創出しながら、関西大学新キャンパス構想や大阪医科大学キャンパス整備を含め本市の魅力向上や都市機能の充実を図るため、都市再生緊急整備地域内の都市開発事業等に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業等に係る検討に関すること。
- (2) その他前号に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 検討会議に会長及び副会長を置き、会長は所管助役を、副会長は技監をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(庁内連絡会)

第5条 検討会議の所掌事務について情報の共有や庁内の連携を図るため、検討会議に都市再生緊急整備地域内の都市開発事業等に関する庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

2 庁内連絡会は、別表2に掲げる者又は当該者が指名した職員をもって組織する。

3 庁内連絡会に座長及び副座長を置き、連絡会の互選によってこれを定める。

4 庁内連絡会の会議は座長が招集し、座長がその議長となる。

5 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(説明等の聴取)

第6条 検討会議及び連絡会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、都市産業部都市政策室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月26日から実施する。

2 この要綱の実施日から平成16年11月2日付けで実施した、都市再生緊急整備地域内の都市開発事業に関する庁内検討会設置要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成18年2月9日から実施する。

別表1（第3条関係）検討会議

会 長	助 役
副 会 長	技 監
委 員	政 策 統 括 監
委 員	市 長 公 室 長
委 員	財 務 部 長
委 員	福 祉 部 長
委 員	健 康 部 長
委 員	建 設 部 長
委 員	都 市 産 業 部 長
委 員	環 境 部 長
委 員	教 育 委 員 会 管 理 部 長

別表2（第5条関係）庁内連絡会

市 長 公 室	総 合 政 策 室 長
市 長 公 室	総 合 調 整 室 長
財 務 部	財 務 管 理 室 長
福 祉 部	福 祉 政 策 室 長
健 康 部	保 険 年 金 室 長
建 設 部	道 路 河 川 室 長
建 設 部	下 水 道 室 長
都 市 産 業 部	都 市 政 策 室 長
都 市 産 業 部	開 発 指 導 室 長
都 市 産 業 部	公 園 緑 政 室 長
都 市 産 業 部	商 工 観 光 振 興 室 長
環 境 部	環 境 政 策 室 長
教 育 委 員 会	教 育 政 策 室 長
交 通 部	企 画 室 長
水 道 部	企 画 室 長
消 防 本 部	庶 務 課 長

